

# 下水道使用のルール

## ～何でも流せるわけではありません～

下水道課管理係 ☎ 0824-73-1175

下水道はルールを守って  
使用しましょう！

公共下水道、農業集落排水、浄化槽は、何でも流せるというものではありません。

特に、次のものは詰まりの原因になるので絶対に流さないでください。

### ① 油・残飯

油は排水管の中で固まるので、管が詰まる原因となります。残飯や野菜くずも詰まりや悪臭の元になります。

### ② 水に溶けない紙

ティッシュペーパーや紙おむつなどは水に溶けないため、排水管やポンプを詰まらせてしまいます。

### ③ タオル・布

タオルや布も詰まりの原因となりますので、誤って下水道に流してしまわないよう注意してください。

### ④ 生理用品

ナプキンやタンポンなどの生理用品は、水に溶けてなくなりません。また、包装紙も水に溶けません。絡まって大きな塊となり、ポンプや処理場の機械を故障させています。

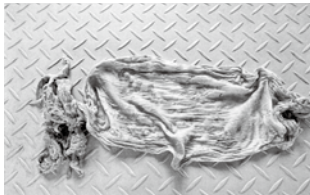
紙などに包み、燃えるごみとして処分してください。

月に数件の異常が発生しています

ティッシュペーパーなどの水に溶けない紙や、タオルなどの布が、下水道に流れ込んだことにより、汚水を下流へ送水するポンプが詰まったり、壊れたりする事例が実際に発生しています。これは、下水道の使用者が気を付けることによって防ぐことができますので、ご協力をお願いします。



ポンプを引き上げて修理



ポンプに詰まったタオル



詰まると分解・修理が必要

井戸水など（上水道以外の水）を使用している人へ

公共下水道、農業集落排水、市町村設置型浄化槽を利用している人で、上水道以外の水を使用している場合に

は、使用人数で使用料を計算しています。

このため、次のような場合には、使用料の計算方法が変わりますので、速やかに届け出をお願いします。

### ・使用人数が増減があったとき

（例）転入、転出、出生、死亡、進学など

### ・使用している水の種類が変わったとき

（例）井戸水のみ使用から、井戸水と上水道の併用になったとき  
（例）井戸水と上水道の併用から、上水道のみの使用となったとき

### 浄化槽の法定検査は必ず受けましょう

令和6年度は浄化槽の「効率化検査」の年です。浄化槽を使用している人は、適正な維持管理のため、定期的な保守点検や清掃を行い、法定検査を受けることが必要です。

法定検査は毎年1回の受検が義務付けられています。10人槽以下の場合には5年間で効率化検査が4回、ガイドライン検査が1回実施されています。

本年度は効率化検査の年に当たりますので、必ず検査を受けてください。

### 効率化検査料（10人槽以下の場合）

合併・単独浄化槽いずれも5千円  
効率化検査機関

公益社団法人広島県浄化槽協会

☎ 082・569・5540